

全国労働組合総連合との会見概要

日時：平成 23 年 3 月 8 日（火）17:00～18:20

場所：内閣府本府庁舎 2 階会議室

出席者：（事務局）笹島誉行審議官、村山誠参事官以下 計 4 名
（全労連公務員制度改革闘争本部）

黒田健司事務局長（全労連常任幹事）、柴田英二自治労連副委員長、猿橋均自治労連書記長、北村佳久全教書記長、米田雅幸全教中執、岡部勘市国公労連書記長、瀬谷哲也国公労連中執

議題：3月3日公表した「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について（案）」（以下「全体像」という。）のうち自律的労使関係制度の意見交換

概要：全労連の意見が別添メモに沿って表明され、事務局からこれに対する回答を行い、引き続き意見交換した。双方の主な発言は、以下のとおり。

<事務局>

（1）メモに書かれた意見への回答（主なもの）

- 人事院廃止後の人事行政の公正確保のため、独自の規則制定権を有する人事公正委員会を内閣総理大臣の下に置き、苦情処理、政治的行為制限、営利企業への従事制限、再就職の監視・適正化、倫理、人事行政勧告等を担うことをするほか、人事行政の公正確保のため必要があると認めるときは法令の制定改廃に関し内閣総理大臣に意見を申し出ることができる旨を国公法に明記する方針。労使交渉の透明性を確保しつつ、交渉を踏まえて使用者が基準設定を行い、国民への説明責任を果たすことと相まって、必要な公正性を確保できると考える。
- 争議権については、改正法施行後の団体交渉の実情や国民の理解の状況を勘案して検討を行う旨を全体像に明記することにより、法施行後の主体的な検討姿勢を示すことができると考える。
- 地方公務員の労働基本権については、全体像が本部決定されれば、地方公務員制度を所管する総務省において、地方公共団体の首長・議長、職員団体等の意見を聴取しつつ、速やかに検討されるものと思料。
- 中労委の事前認証は、円滑な交渉の実現や勤務条件決定プロセスに参画する労側の責任の重さを踏まえ、必要と考える。また、職員の意見が適正に代表されていることが必要であり、構成員の過半数が職員であることが不可欠と考える。

（2）追加された指摘事項への回答

- 任用ルールについても、労働組合と然るべく話し合った上で内閣総理大臣が適正に定める仕組みになることを御理解いただきたい。
- 行政機関が自らの判断と責任において処理すべき事項として、管理運営事項は交渉対象にできない旨の法定が必要。
- 議事概要の公表は国民への説明責任のためであり、交渉過程をオープンにすることで協約の正当性を補強することにもなる。労側も勤務条件設定の責任の一端を担うことを御理解いただきたい。
- 労使協議制の法定化は困難だが、労使関係事項として合意の上で協議を行うことは有意義と認識。
- 縷々お話のあった点については、引き続き、皆様との議論を行ってまいりたい。

<全労連>

- 事務局からの回答について、まずもって基本的人権としての労働基本権の完全回復という視点を求めた上で、以下を指摘したい。
 - ・ 採用試験や任用のルールについては、公務員庁でなく人事公正委員会が所掌すべき。
 - ・ 交渉過程の議事概要を公表すれば、率直かつ意義のある交渉が制限されてしまう。
 - ・ 管理運営事項であっても、たとえば、業務運営計画等について労使間で話し合うことによっては、より良い体制を検討することは有意義ではないか。「交渉できない事項」などと法定化すべきでない。等
- 残された問題点については、法案策定に向けて誠意ある交渉を求めたい。